

【令和2年8月27日実施】

災害時における医療救護体制については、これまでもその構築に取り組んできたところですが、近年、日本各地で大規模自然災害が発生していることや、今後発生が見込まれる種々の災害に備えるためにも、より適切な医療救護体制を構築しておくことの重要性が高まっています。

医療救護体制の構築を行う上で、「医薬品」は重要な物資であり、災害対策基本法第40条に基づき策定している「大阪府地域防災計画」においても、「府及び市町村は、医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医薬品、医療用資器材、輸血用血液等の確保体制を整備する」こととされています。

そこで、「災害時の医薬品供給ルートの確保のため、平時から大阪府はどのような取組みを行っておくべきか。」について、グループとしての意見をまとめてください。